

埼玉県における中小企業者のための官公需確保対策

1. 官公需の価格転嫁の促進に向けた取組

1) 令和6年度埼玉県公共事業等施行方針

令和6年度埼玉県公共事業等施行方針（一部抜粋）

1 基本的な考え方

(4) 県内中小企業・小規模企業の振興

「埼玉県中小企業振興基本条例」及び「埼玉県小規模企業振興基本条例」の趣旨に鑑み、県内中小企業・小規模企業の健全な発展等を図るため、県内企業にできることは全て県内企業に発注することを基本に、県内経済活性化の観点から、更なる受注機会の増大に努める。

2 事業執行上、各発注機関が配慮すべき事項

(2) 公共工事等の品質確保並びにその担い手の中長期的な確保・育成について

⑥ 予定価格の設定に当たっては、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映させる。

⑪ ウクライナ情勢などの経済社会情勢の変化による原材料費等の高騰を踏まえ、実勢単価を反映した適切な請負代金とするため、スライド条項について迅速かつ適正な運用を行うとともに、下請企業に適切に価格転嫁がされるよう確認を行う。

埼玉県における中小企業者のための官公需確保対策

1. 官公需の価格転嫁の促進に向けた取組

2) スライド制度(スライド条項)について

1 スライド制度(スライド条項)

工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、請負代金額の変更を請求することができる。

※埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条に規定。

2 各スライド方法について

(1)単品スライド：特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合

(2)インフレスライド：急激なインフレ又はデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準又は物価水準が変動した場合

(3)全体スライド：契約締結日から1年経過した後に賃金水準又は物価水準が変動した場合

3 制度の詳細、埼玉県の相談窓口について

スライド制度について - 埼玉県 ([saitama.lg.jp](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/suraido.html)) : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/suraido.html>

埼玉県における中小企業者のための官公需確保対策

2. 中小企業者の受注機会増大のための方針

1) 中小企業者及び社会的貢献業者への受注機会の拡大に対する配慮方針

中小企業者及び社会的貢献業者への受注機会の拡大に対する配慮方針（一部抜粋）

- 1 管轄内中小企業者又は準管轄内中小企業者及び社会的貢献企業者を優先的に指名すること。
また、優先的な指名をすることができない場合は、その理由を明確にすること。
- 3 オープンカウンタ(公募型見積合わせ)により物品等調達を行う場合は、管轄内中小企業者及び準管轄内中小企業者に限ること。
- 4 予定価格が50万円(税込み)未満の印刷請負において、指名見積合わせ又はオープンカウンタ(公募型見積合わせ)により実施する場合は、特殊な技術又は設備を必要とする場合や競争性を確保できない場合など特殊な事情があるときを除き、管轄内中小企業者に限ること。
- 7 効率的な予算執行は重要であるが、1品の合計が10万円以上の物品等調達について、別の品目であるにもかかわらず安易に合算して発注することにより、中小企業者の受注機会を減らすことのないようにすること。

2) 受託者への著作権帰属の取組について

「埼玉県システム開発業務委託標準契約書」等において、受託者に著作権が帰属される文言を盛り込んだ標準契約書を作成。

3) 中小石油販売業者に対する配慮について

県内市町村に対して通知「官公需における中小石油販売業者に対する配慮について」を送付し周知を実施。

埼玉県における中小企業者のための官公需確保対策

3. 官公需適格組合の活用

1) 官公需適格組合の概要

中小企業等組合の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備された組合であることを国(関東経済産業局)が証明した組合。

2) 官公需適格組合になるメリット

埼玉県では、入札において官公需適格組合についての特例を定めている。

物品等（販売、賃貸、印刷、建築物管理等）

埼玉県が実施する物品等の入札に参加を希望する事業者は、埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に登録する必要がある。登録時の資格審査により、業種ごとにA、B及びCの3等級(Aが最高位)に格付けされ、格付けごとに入札参加可能な契約の執行予定額が異なる。官公需適格組合については、売上高や自己資本の額等の決算書情報、従業員数等格付けに必要な「格付情報」について当該組合と5以内の組合員の合計値を用いることができる。

工事等（建設工事請負、設計・調査・測量業務及び土木施設維持管理業務）

物品等と同様に、埼玉県が実施する工事等の入札に参加を希望する事業者は、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録する必要があり、登録時の資格審査により業種ごとに複数の等級に格付けされ、格付けごとに入札参加可能な建設工事の金額等が異なる。官公需適格組合については、完成工事高や自己資本額、技術職員数等の経営規模や技術力の審査に用いる数値について、当該組合と5以内の組合員の合計値を用いることができる。

埼玉県における中小企業者のための官公需確保対策

4. 官公需実績

1) 令和4年度官公需実績

	官公需総実績額	うち中小企業・ 小規模事業者向け	うち新規中小企業・ 小規模事業者向け	中小企業者 比率	新規中小企業者 比率
物件	20,477,616,209 円	11,200,544,245 円	120,146,056 円	54.7%	0.59%
工事	178,844,403,458 円	171,838,910,496 円	497,259,071 円	96.1%	0.28%
役務	67,201,896,210 円	37,375,450,460 円	165,264,123 円	55.6%	0.25%
計	266,523,915,877 円	220,414,905,201 円	782,669,250 円	82.7%	0.29%

埼玉県における中小企業者のための官公需確保対策

4. 官公需実績

2) 官公需実績推移

